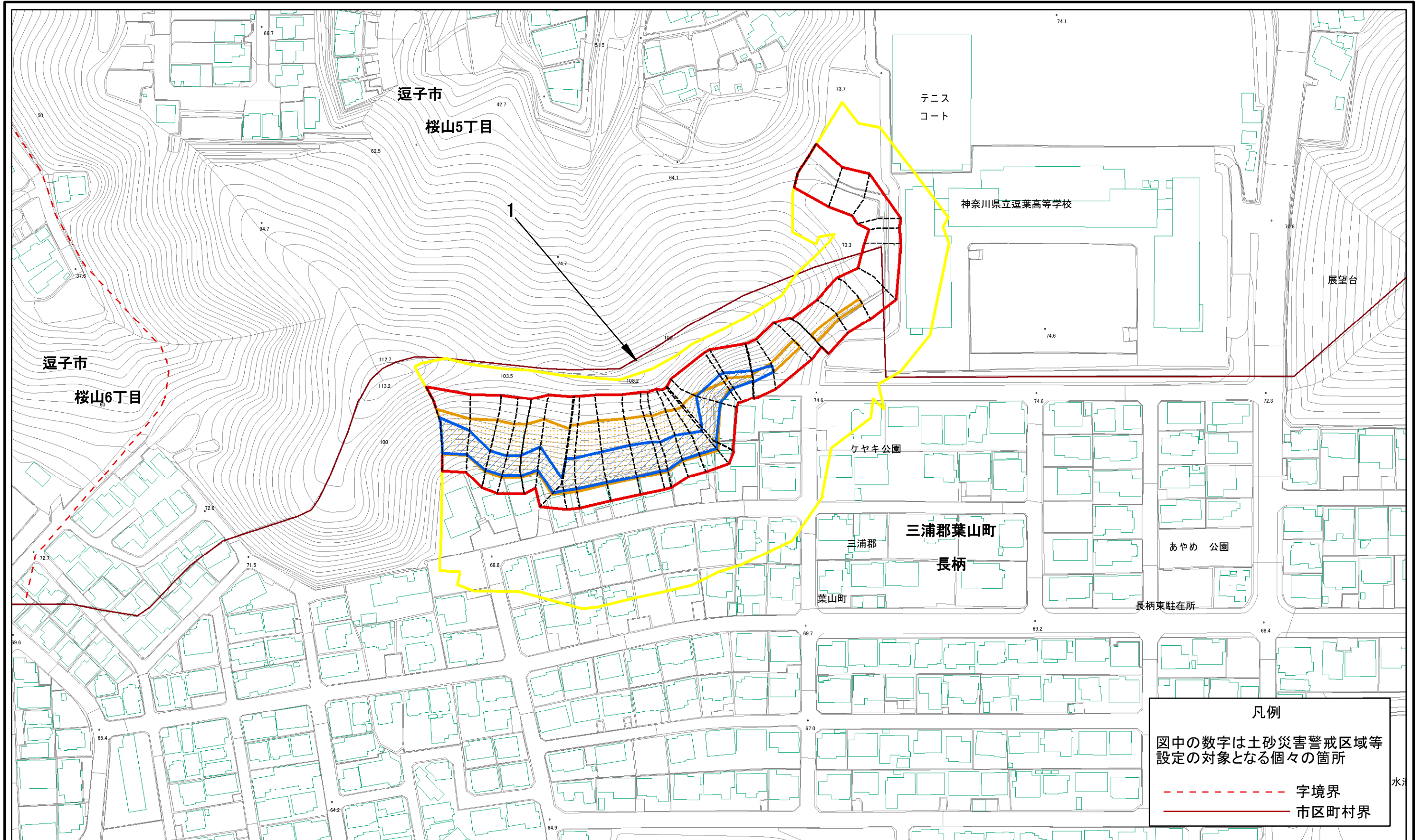


# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)

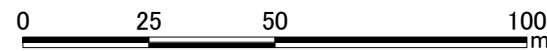
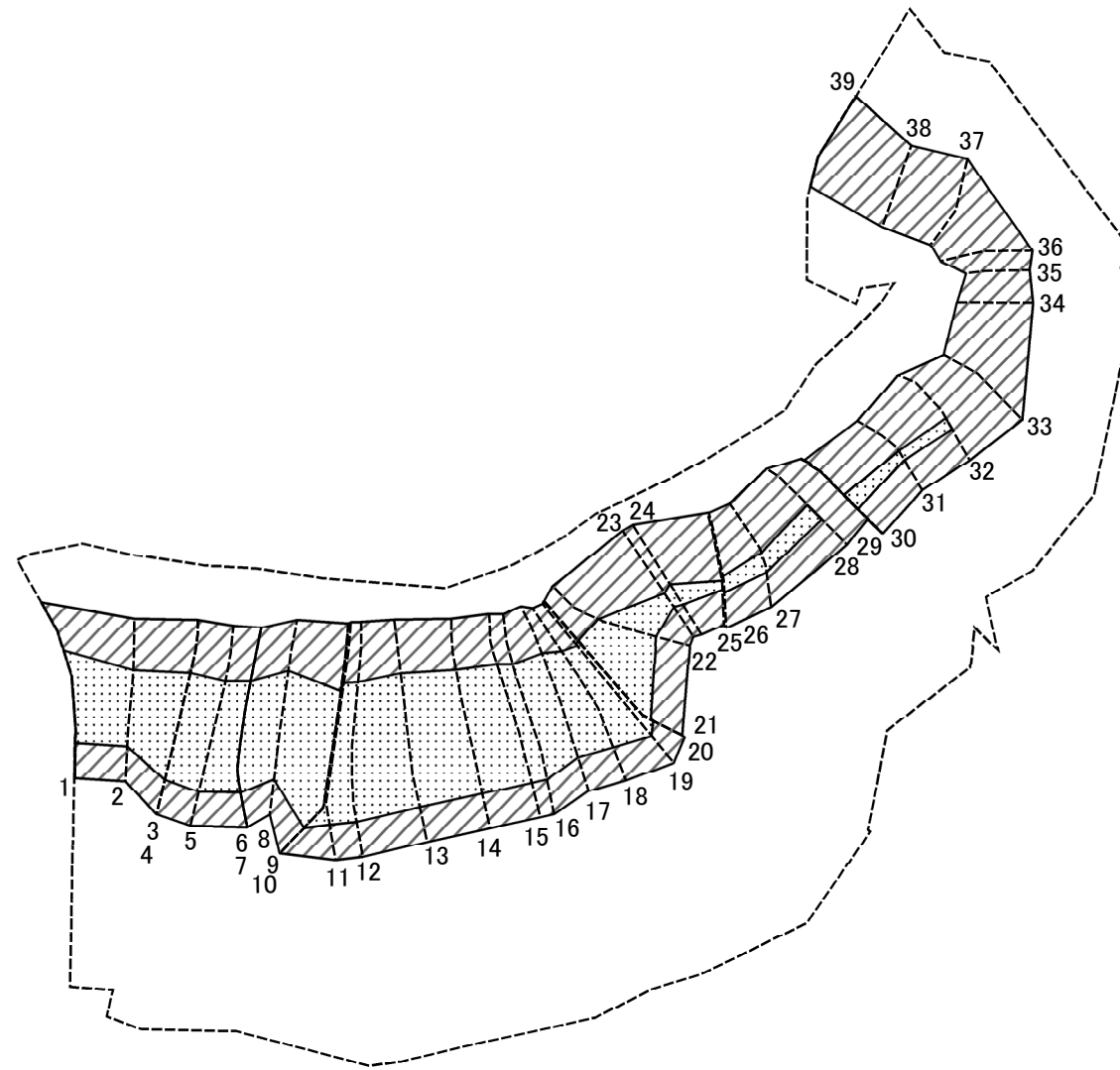


凡例  
 図中の数字は土砂災害警戒区域等  
 設定の対象となる個々の箇所  
 - - - 字境界  
 ——— 市区町村界

0 25 50 100 m

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-025
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄1
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄及び 返子市桜山5丁目
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域							

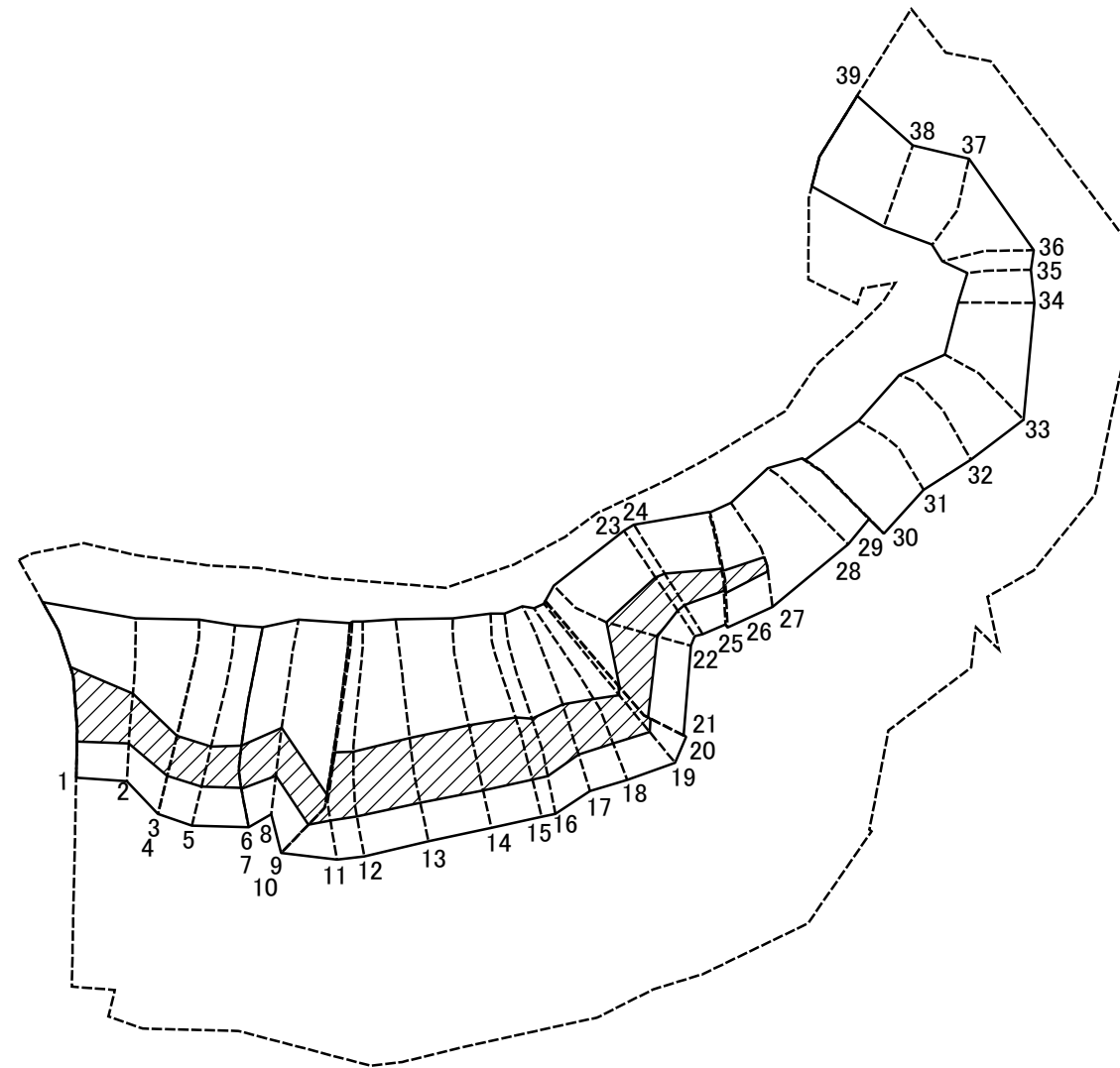
# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>土砂災害特別警戒区域の区域区分図</b> (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-025-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄1-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄及び 逗子市桜山5丁目

# 土砂災害警戒区域等指定図(その2-3)



0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

<b>土砂災害特別警戒区域の区域区分図</b> (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-025-1
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄1-1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄及び 逗子市桜山5丁目

# 土砂災害警戒区域等指定図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	120.17	0.75	100.00	0.75	19.28	3.60	16.05	3.00	27 ~ 28	107.53	0.75	100.00	0.75	-	-	16.05	3.00
2 ~ 3	121.50	0.75	100.00	0.75	18.15	3.39	16.05	3.00	28 ~ 29	-	-	100.00	0.75	-	-	15.34	2.87
3 ~ 4									29 ~ 30	-	-	100.00	0.75	-	-	15.34	2.87
4 ~ 5	121.50	0.75	100.00	0.75	17.53	3.28	16.05	3.00	30 ~ 31	107.47	0.75	100.00	0.75	-	-	14.53	2.71
5 ~ 6	121.33	0.75	100.00	0.75	16.82	3.14	16.05	3.00	31 ~ 32	104.46	0.75	100.00	0.75	-	-	12.56	2.35
6 ~ 7									32 ~ 33	-	-	100.00	0.75	-	-	11.44	2.14
7 ~ 8	122.65	0.75	100.00	0.75	18.12	3.39	16.05	3.00	33 ~ 34	-	-	95.01	0.75	-	-	10.50	1.96
8 ~ 9	122.65	0.75	100.00	0.75	18.12	3.39	16.05	3.00	34 ~ 35	-	-	95.01	0.75	-	-	10.99	2.05
9 ~ 10									35 ~ 36	-	-	95.58	0.75	-	-	11.27	2.10
10 ~ 11	119.26	0.75	100.00	0.75	16.76	3.13	16.05	3.00	36 ~ 37	-	-	95.58	0.75	-	-	11.27	2.10
11 ~ 12	119.63	0.75	100.00	0.75	16.76	3.13	16.05	3.00	37 ~ 38	-	-	97.76	0.75	-	-	11.86	2.22
12 ~ 13	122.56	0.75	100.00	0.75	17.46	3.26	16.05	3.00	38 ~ 39	-	-	97.76	0.75	-	-	11.86	2.22
13 ~ 14	123.64	0.75	100.00	0.75	18.21	3.40	16.05	3.00	~								
14 ~ 15	123.64	0.75	100.00	0.75	18.27	3.41	16.05	3.00	~								
15 ~ 16	123.52	0.75	100.00	0.75	18.27	3.41	16.05	3.00	~								
16 ~ 17	123.31	0.75	100.00	0.75	18.39	3.44	16.05	3.00	~								
17 ~ 18	122.78	0.75	100.00	0.75	18.39	3.44	16.05	3.00	~								
18 ~ 19	122.70	0.75	100.00	0.75	17.55	3.28	16.05	3.00	~								
19 ~ 20	122.48	0.75	100.00	0.75	17.29	3.23	16.05	3.00	~								
20 ~ 21	122.48	0.75	100.00	0.75	17.29	3.23	16.05	3.00	~								
21 ~ 22	122.22	0.75	100.00	0.75	19.29	3.60	16.05	3.00	~								
22 ~ 23	114.47	0.75	100.00	0.75	20.46	3.82	16.05	3.00	~								
23 ~ 24	105.48	0.75	100.00	0.75	20.46	3.82	16.05	3.00	~								
24 ~ 25	105.48	0.75	100.00	0.75	17.97	3.36	16.05	3.00	~								
25 ~ 26	104.60	0.75	100.00	0.75	17.95	3.35	16.05	3.00	~								
26 ~ 27	106.58	0.75	100.00	0.75	17.73	3.31	16.05	3.00	~								

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	301-H21-025-1
	告示番号	神奈川県告示第115号	箇所名	長柄1-1
	告示年月日	令和3年3月16日	所在地	三浦郡葉山町長柄及び逗子市桜山5丁目